

地域未来投資促進法

事業者向け

土地に関する支援制度のご案内

地域経済の成長発展の基盤整備を図るため、**地域の特性**を生かして、**高い付加価値**を創出し、地域への相当の**経済的効果**を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者へのさまざまな支援を行っています。

地域経済牽引事業の承認要件

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認は、岡山県知事が行います。詳しくはHPをご覧ください。



岡山県HP

要件1 「地域の特性」を活用すること（①～⑩のいずれか）

- ① 自動車、医療・福祉機器、航空機、新素材等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 繊維衣服、耐火物、ステンレス加工、CLT等及びその関連分野の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 岡山後楽園、倉敷美観地区、蒜山高原等の観光資源を活用した観光分野
- ④ 桃、和牛肉等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ⑤ 大学等のIT人材を活用したデジタル分野
- ⑥ 地域づくりの知見を活用したスポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦ 医療、教育等の専門人材を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- ⑧ 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した農林水産・地域商社分野
- ⑨ 広域交通網のクロスポイントのインフラを活用した物流分野
- ⑩ 豊富な森林資源や長い日照時間等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

要件2 高い付加価値を創出すること

- 付加価値※増加分:5,022万円超 ※ 付加価値:売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課

要件3 地域の事業者に対し、いずれかの経済的効果が見込まれること

- 取引額 :7%以上増加
- 売上 :7%以上増加
- 雇用者数:3%以上増加
- 雇用者給与等支給額:4%以上増加

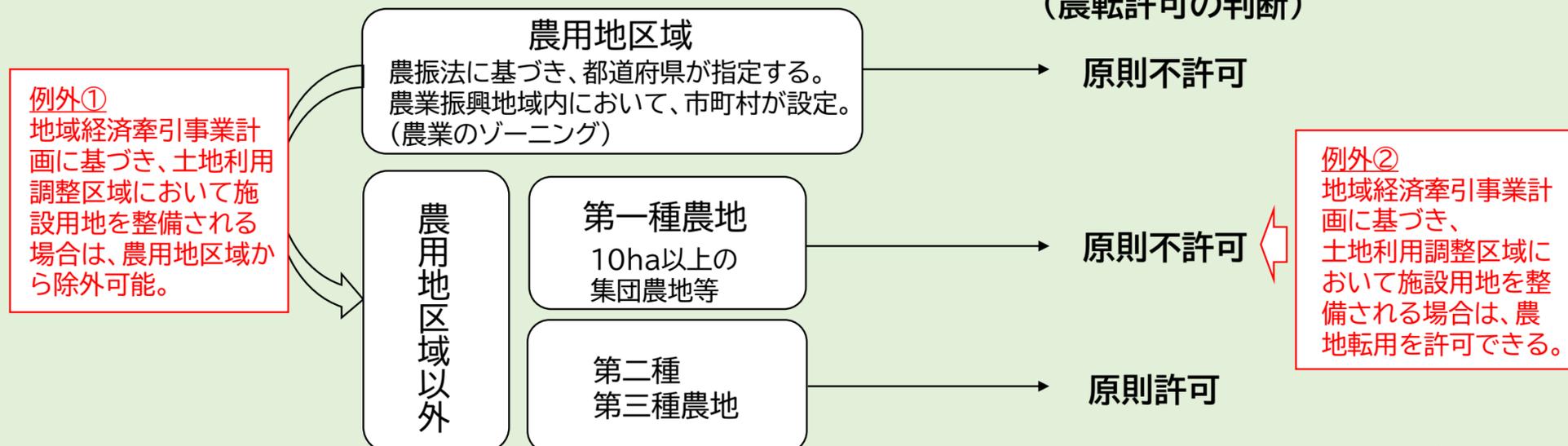
土地に関する支援制度

土地に関する支援制度として、**農地転用許可の配慮**と**市街化調整区域での開発許可に関する配慮**があります。支援を受けるにあたっては、**都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域を設定し**、当該基本計画に基づき**市町村が土地利用調整計画を策定する必要があります**。

●農地転用許可等の手続きに関する配慮

- ・事業実施場所が**農用地区域**にあたる場合に、**農用地区域からの除外**ができます。(例外①)
- ・事業実施場所が**第一種農地**にあたる場合でも、**農地転用を許可**できます。(例外②)

(農転許可の判断)



(裏面に続く)

●市街化調整区域で開発が配慮される施設

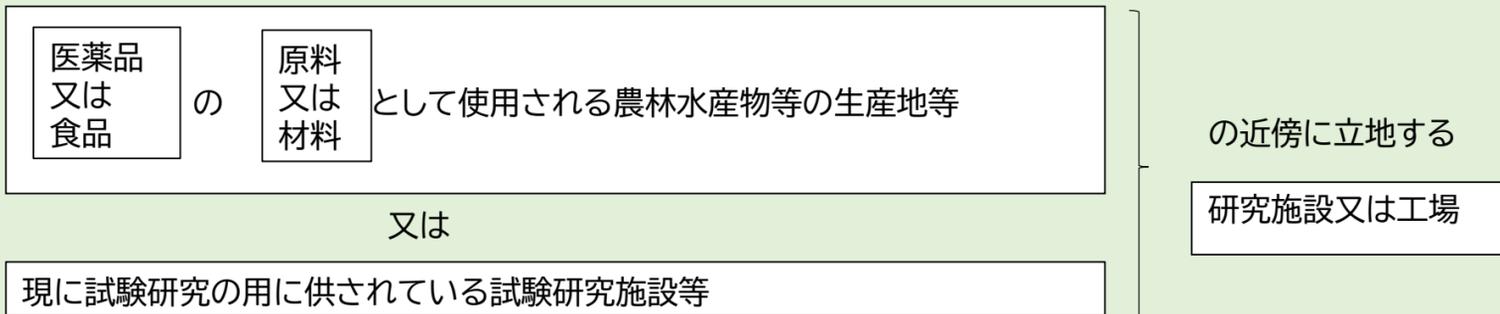
地域経済牽引事業の用に供する対象施設に関して、一定の条件のもと所要の手続きを経ることにより、通常開発が抑制されている市街化調整区域において、開発を原則として許可して差し支えないものとされています。

(1)流通の結節点

高速自動車国道、空港等の近傍に立地する

- ①食品関連物流施設
- ②植物工場
- ③生体材料の研究施設又は工場

(2)原料調達地又は密接な関係のある既存施設近傍



(3)変電所の近傍

変電所(構外に6万ボルト以上の電圧で電気を伝送するものに限る)の近傍に立地する

コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設

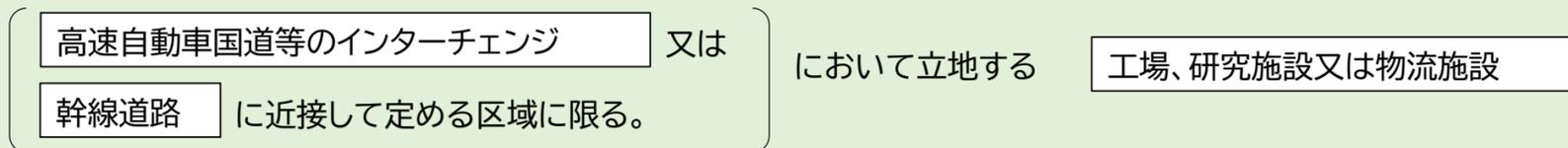
(4)高速自動車国道等のインターチェンジの近傍

高速自動車国道等の近傍に立地した

次世代モビリティに対応した物流施設
(自動運行を支援する環境が整備され、電気自動車に電気を供給するための設備又は水素自動車に水素を充てんするための設備が整備されているものに限る。)

(5)地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域

都市計画マスタープランに記載された産業立地のための土地利用に関する事項に即して、基本計画の重点促進区域内に



(5)の詳細要件

高速自動車国道等インターチェンジ周辺

2km以内

IC

物流

主な要件

- 半径2km以内に区域の過半を含む
- 計画的な開発が担保され、開発が想定される総面積が3ha以上(1敷地あたり開発面積:0.3ha以上)

物流軸沿線

物流軸

物流

物流

主な要件

- 岡山市都市計画マスタープランで指定された物流軸から直接乗り入れができること
- 計画的な開発が担保され、開発が想定される面積が3ha以上(1敷地あたり開発面積:0.3ha以上)

お問い合わせ先

岡山市 産業観光局 商工部 産業振興課
〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
Tel 086-803-1328 Fax 086-803-1738